

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の退職手当に関する条例

令和2年2月6日

長野県地方税滞納整理機構条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当)

第2条 会計年度任用職員の退職手当については、長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。